

令和2年度8月 第5回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和2年8月28日（金） 午前10時00分 ～ 午前11時00分

開催場所 あま市七宝産業会館 2階 大会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	玉谷 尚登	出席	推 1	平尾 正敏	出席
2	近藤 善成	出席	推 2	小坂井 佳雄	出席
3	菱田 茂	出席	推 3	宇佐美 雅仁	出席
4	加藤 勝	出席	推 4	近藤 哲夫	出席
5	伊藤 幸夫	出席	推 5	林 和夫	出席
6	笹野 明美	出席	推 6	花木 清	出席
7	近藤 美奈子	出席	推 7	宮地 浩司	出席
8	木村 治彦	出席	推 8	久保田 幸司	出席
9	三輪 光雄	出席	推 9	足立 國雄	出席
10	山田 武彦	出席			
11	横井 幸一	出席			
12	鈴木 良法	出席			
13	近藤 吉美	出席			
14	石原 勇	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	原 健一	書記	深見 訓英
主 幹	大堀 俊和		吉田 仁美
			早瀬 友洋

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 1 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 1 9 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 2 0 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 6	報告第 2 1 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
日程第 7	報告第 1 5 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
	報告第 1 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	報告第 1 7 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
	報告第 1 8 号 農地所有適格法人の報告について

議 長	(あいさつ) 本日の出席につきましては、農業委員の出席数は14人、推進委員の出席数は9人です。 定足数に達していますので、令和2年度8月あま市農業委員会総会を開会します。 本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。
議 長	日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。 10番 山田武彦 委員及び、13番 近藤吉美 委員を指名します。
議 長	日程第2「会期の決定」を議題とします。 本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。
議 長	日程第3 議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 それでは、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(説 明) 議案第18号1番につきまして説明いたします。 議案第2ページをご覧ください、参考資料は1～2ページです。 譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町遠島地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。 以上、譲受人等の経営農地に不法転用はなく、営農計画等も特に問題等はありませんでした。 また、下限面積等の要件も満たしております。 なお、こちらにつきましては、7月27日に加藤委員、平尾委員と現地確認をさせていただいております。
議 長	議案第18号につきまして、伊藤委員と山田委員で現地確認を行っ

て頂きましたが、代表して伊藤委員から現地の状況についてご報告願います。

伊藤委員 議案第18号につきまして、山田委員と私で事務局へ申請のあった農地について現地確認を行いました、農地の耕作に関して問題はありませんでした。

議 長 只今、事務局及び伊藤委員から説明・報告がありました、議案第18号について何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第18号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。
挙手全員です。

よって、議案第18号は承認されました。

議 長 日程第4 議案第19号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

議案第19号1番、2番は、横井幸一委員に関係する事項があります。

あま市農業委員会総会規則第17条の規定により、横井幸一委員には一時退席していただきます。

(横井幸一 委員 退席)

事務局 (説 明)

議案第19号1番につきまして説明いたします。

議案の3ページをご覧ください。参考資料は3～5ページです。

申請人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町下田町田地内の畑で、進入路への転用となっております。

生活環境変化による自宅施設の増改築に伴い、不足する進入路を確保するための申請となっております。

本申請はすでに現地が転用済みのため、土地所有者の始末書が添付されております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で、農地区分は第2種農地に区分されます。

周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めま

す。

議案第19号2番につきまして説明いたします。

参考資料は6～8ページです。

申請人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町下田四反割地内の畑の駐車場への転用となっております。

申請人は申請地近隣の団地より、駐車場が不足している旨の相談を受けており、地域の需要に答えるべく駐車場を確保するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を越える区域内の農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。第3種農地のため転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、8月26日に伊藤委員と山田委員と現地確認をさせていただいております。

また、8月27日には海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。

議 長 議案第19号につきまして、伊藤委員と山田委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して玉谷委員から現地の状況についてご報告願います。

伊藤委員 議案第19号につきまして、山田委員と私で事務局へ申請のあった農地について現地確認を行いました。農地の転用に関して問題はありませんでした。

議 長 只今、事務局及び玉谷委員から説明・報告がありました。議案第19号について何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第19号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第19号は承認されました。

それでは、横井幸一委員に戻っていただきます。

(横井幸一 委員 入室)

議 長 日程第5 議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明させます。

議案第20号1番につきまして説明いたします。

議案の3ページをご覧ください、参考資料は9～11ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町桂西塚地内の畑の資材置場兼駐車場への転用で、賃借権設定となっております。

譲受人は、あま市下水道課発注の下水道管敷設工事を受注しており、工事箇所はあま市七宝町桂、伊福地内となっております。当該工事の円滑な施工のため、今般の申請地を借り受け、工事車輛の駐車場及び工事資材置場として使用するものであります。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、農地区分は第3種農地となります。第3種農地のため転用の許可が見込めます。

2番につきまして説明いたします。

参考資料は12～14ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は二ツ寺上長地内の畑で、駐車場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は申請地隣接地にて、一般廃棄物処理業を営んでおります。運搬車輛の待避所が不足しているため、今般の申請地を譲り受け車輛駐車場として使用するものであります。

一般基準も満たしており、立地基準においては、10ha以上の農地で、農地区分は、第1種農地に区分されます。

申請地周辺居住者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されることより転用の許可が見込めます。

3番につきまして説明いたします。

参考資料は15～17ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は二ツ寺三本松地内の田で、資材置場兼駐車場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は申請地西側にて、電気工事業を営んでおり、職員の駐車場及び工事資材の保管場所が不足しているため、今般の申請地を譲り受け使用するものであります。

一般基準も満たしており、立地基準においては、水道管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されており、概ね500m以内に2つ

以上の教育施設、医療施設、公共施設等がある区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。

第3種農地のため転用の許可が見込めます。

4番につきまして説明いたします。

参考資料は18～20ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は花正郷中地内の畑で、一般個人住宅への転用で、使用貸借権設定となっております。

譲受人は生活環境の変化に伴い、現在の住居が手狭になったため、今般の申請地を借り受け、新たに一般個人住宅を建設するものであります。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、農地区分は第3種農地に区分されます。第3種農地のため転用の許可が見込めます。

5番につきまして説明いたします。

参考資料は21～23ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は花正柳坪地内の田で、一般個人住宅への転用で、使用貸借権設定となっております。

譲受人は生活環境の変化に伴い、現在の住居が手狭になったため、今般の申請地を借り受け、新たに一般個人住宅を建設するものであります。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、農地区分は第3種農地に区分されます。第3種農地のため転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、8月26日に伊藤委員と山田委員と現地確認をさせていただいております。

また、8月27日には海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。

議長

議案第20号につきまして、伊藤委員と山田委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して伊藤委員から現地の状況についてご報告願います。

伊藤委員

議案第20号につきまして、山田委員と私で事務局へ申請のあった農地について現地確認を行いました。農地の転用に関して問題はありませんでした。

議 長 只今、事務局及び伊藤委員から説明・報告がありました、議案第 20 号について何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第 20 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第 20 号は承認されました。

議 長 日程第 6 議案第 21 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。それでは、事務局から説明させます。

事 務 局 (説 明)

議案第 21 号 1 番につきまして説明いたします。

議案の 5 ページをご覧ください。参考資料は 24 ページです。

相続者・被相続人は議案のとおり、特例農地は議案のとおり 9 筆で、面積合計は 13,077 m²となっております。

2 番につきまして、説明いたします。

参考資料は 25 ページとなっております。

相続者・被相続人は議案のとおり、特例農地は議案のとおり 3 筆で、面積合計は 626 m²となっております。

3、4 番につきまして説明いたします。こちらにつきましては申請人及び相続人が親子のため一括で説明させていただきます。

参考資料は 26 ページとなっております。

相続者・被相続人は議案のとおり、特例農地は議案のとおり、1 筆づつで面積は 3 番が 600 m²、4 番が 565 m²となっております。

8 月 26 日に伊藤委員・山田委員と現地確認を行いました。が、水稻又は露地野菜が作付けされており、特に問題はありませんでした。

よろしくお願い致します。

議 長 議案第 21 号につきまして、伊藤委員と山田委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して伊藤委員から現地の状況についてご報告願います。

伊藤委員	議案第２１号につきまして、山田委員と私で事務局へ申請のあった農地について現地確認を行いました、農地の転用に関して問題はありませんでした。
議 長	只今、事務局及び伊藤委員から説明・報告がありました、議案第２１号について何かご質問等はございますか。 ご質問もないようですので採決に移ります。 議案第２１号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 挙手全員です。 よって、議案第２１号は承認されました。
議 長	日程第７ 報告第１５号「農地法第４条第１項第８号の規定による届出について」、報告第１６号「農地法第５条第１項第７号の規定による届出について」、報告第１７号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」、報告第１８号「農地所有適格法人の報告について」を事から一括報告願います。
事 務 局	(報 告)
議 長	只今、事務局から報告がありました、報告第１５号から報告第１８号について、何かご質問・ご意見等はございませんか。 ご質問もないようですので、質疑を終了します。 以上で本会の会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。 よって閉会したいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。 長時間にわたりご苦労様でした。 次回の農業委員会でございますが、９月３０日（水）午前１０時からの予定です。よろしくお願いいたします。 最後にその他ということで、事務局からお願いします。
	終 了

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 三輪 光雄

署 名 委 員 山田 武彦

署 名 委 員 近藤 吉美